

## 平成 31 年度 愛知県立古知野高等学校部活動に係る活動方針

### 1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 健全な心身の成長を促すとともに、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

### 2 部活動運営

#### (1) 設置する部活動

##### ア 運動部

陸上競技・女子バレーボール・女子バスケットボール・硬式テニス・卓球・女子バドミントン  
ハンドボール・弓道・女子ソフトボール部

##### イ 文化部

写真・コンピュータ・フラワーアレンジメント・吹奏楽・イラストレーション・演劇・服飾手芸  
福祉ボランティア・茶道・簿記・パソコンワープロ

#### (2) 活動時間及び日数

##### ア 活動基準

##### (ア) 活動時間

学期中：平日 2 時間程度 週休日等：3 時間程度（練習試合及び 2（3）による大会等を除く）

長期休業中：3 時間程度（練習試合及び 2（3）による大会等を除く）

##### (イ) 休養日

原則として、平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日以上とする。

なお、2（3）の大会への参加等について、土曜日・日曜日の両日にわたって活動する場合は、代替する休養日の確保に努める。また、大会やコンクール等が開催される時期において活動基準以上に活動した場合には、休息期に休養を十分確保する。

##### イ その他

- ・定期考査 1 週間前（土曜日、日曜日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・年末年始、会議・行事を行わない期間、学校閉庁日等は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・始業前の活動は補助的で最小限の活動時間とし、1 時間程度とする。
- ・平日の活動終了時刻は 18 時とし、完全下校時刻を 18 時 30 分とする。

#### (3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会及び別途校長が認めた大会とする。

イ 上記以外の大会については、事前に校長が許可した場合のみとする。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。

### 3 指導体制

#### (1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

#### (2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上不可欠な観点であり、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。